



住民税非課税世帯等に臨時特別給付金を支給します

～まだ臨時特別給付金を支給されていない方が対象です～

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯等の生活・暮らしを支援するため、令和3年度に臨時特別給付金を支給しましたが、その際申請しなかった世帯や、令和4年度に新たに対象となった世帯、家計が急変して新たに対象となった世帯に対し、一世帯当たり10万円を支給します。

関連予算については、6月28日（火）の令和4年第2回市議会定例会で補正予算案を上程する予定です。

■対象者

- ・令和3年度分の住民税が非課税である世帯で、臨時特別給付金を未申請の世帯
- ・令和4年度分の住民税が、新たに非課税となった世帯
- ・新型コロナの影響により令和4年1月以降の家計が急変し、上記と同様の世帯

■対象人数

- ・令和4年度 非課税世帯：約1,000世帯、未申告世帯：約200世帯
- ・家計急変世帯：約200世帯

■給付額

一世帯当たり10万円

■実施時期

- ・7月中旬に対象となる非課税世帯に案内送付予定
※令和3年度未申告世帯と家計急変世帯については、案内は送付されません。
- ・7月下旬から順次給付予定

■予算措置

給付金	140,000千円
事務費	1,310千円
合計	141,310千円

※予備費充当にて上記とは別に執行済（委託料（システム開発） 1,620千円）

※全額国庫補助対象（補助率10／10）

問合せ	市民福祉部社会福祉課 担当：宇賀神（うがじん） 052-603-2211、0562-33-1111（内線128）
-----	--